

子育て世帯臨時特例給付金及び臨時福祉給付金の支給について

1 目的

平成26年度に引き続き、消費税率引き上げによる所得の低い方への負担の影響に鑑み、暫定的・臨時的な給付措置として子育て世帯臨時特例給付金及び臨時福祉給付金を支給する。

2 支給要件等

項目	臨時福祉給付金	子育て世帯臨時特例給付金
基準日	平成27年1月1日	平成27年5月31日
支給対象要件	① 住民基本台帳に記録されている者 ② 27年度市民税（均等割）が課税されていない者【市町村民税（均等割）が課税されている者の扶養親族等、生活保護の被保護者等を除く】	【支給対象者】 ① 27年6月分の児童手当（特例給付を除く。）の受給者及び要件を満たす者 【対象児童】 ① 27年6月分の児童手当（特例給付を除く。）の対象となる児童 ② 臨時福祉給付金の対象者及び生活保護制度内の被保護者を含む
給付額	1人につき6千円(加算措置なし)	対象児童1人につき3千円
対象者数(見込み)	約31,700人	約17,500人

※平成27年度は、手厚い措置を講ずる等の観点から、子育て世帯臨時特例給付金と臨時福祉給付金とを重複して受給できる。

3 申請受付期間

<子育て世帯臨時特例給付金>

平成27年6月1日(月)から

平成27年11月30日(月)まで(6カ月間) (土日祝日は除く。)

<臨時福祉給付金>

平成27年9月1日(火)から

平成28年2月29日(月)まで(6ヵ月間) (土日祝日は除く。)

※受付時間は、両給付金とも午前8時30分から午後5時まで
(本庁、穂波支所での木曜日の窓口延長時は午後7時まで)

4 申請受付体制

<子育て世帯臨時特例給付金>

- (1) 電話相談窓口設置 こども育成課及び支給業務室で対応
- (2) 受付専用窓口設置 平成27年6月1日(月)
(専用窓口設置期間 本庁1ヵ月)
 - ・本庁 6月 201、202会議室
7月～11月 こども育成課
 - ・各支所 6月～11月 市民窓口課に併設

<臨時福祉給付金>

- (1) 電話相談窓口設置 平成27年8月3日(月)(窓口設置期間3ヵ月)
- (2) 受付専用窓口設置 平成27年9月1日(火)
(専用窓口設置期間 本庁・穂波支所2ヵ月、筑穂・庄内・颯田支所1ヵ月)
 - ・本庁 9月 201、202会議室
10月 4階研修室
11月～2月 こども育成課及び支給業務室
 - ・穂波支所 9月～10月 1Fに専用窓口設置
11月～2月 市民窓口課に併設
 - ・筑穂、庄内、颯田支所
9月 1Fに専用窓口設置
10月～2月 市民窓口課に併設

5 支給事業等業務内容

- (1) 申請書等発送業務
 - (2) 郵送申請受付業務
 - (3) 窓口申請受付業務
 - (4) 申請データ入力業務
 - (5) 電話相談窓口業務
- ・(1)～(5)は10月末まで委託、11月以降は職員にて対応

6 給付金支給開始 平成 27 年 10 月以降随時支給

7 スケジュール

- (1) 業務委託契約 平成 27 年 4 月 28 日 (火) (プロポーザル方式にて選定)
- (2) 給付金申請書発送 子育て世帯臨時特例給付金 平成 27 年 5 月下旬発送済
臨時福祉給付金 平成 27 年 8 月下旬発送予定

工事請負契約報告書

厚生委員会資料
平成27年6月3日提出

工 事 名	予 定 価 格 (A)	落 札 額 (B)	落札率 (B/A) (小数点第三位以下切捨)	契 約 者 名	入 札 日
菰田保育所新園舎建設(電気設備)工事	65,201,760 円 うち消費税 4,829,760 円	63,288,000 円	97.06 %	(株)飯塚電設	3月24日
契 約 日	最低制限価格	うち消費税			
平成27年3月31日					
工 期	57,364,200 円	4,688,000 円			
平成27年4月1日 から 平成28年3月16日 まで	うち消費税 4,249,200 円				

入札参加業者名(指名競争入札)

(株)飯塚電設	(有)岩下電気商会	(有)瓜生電設工業	(有)月原電気
---------	-----------	-----------	---------